



PICK  
UP

# 知らない!と損する!? お金の税金ニュース

2023年11月

## 【所得減税】「4万円減税・7万円給付」などの経済対策を閣議決定

政府は11月2日に行われた臨時閣議にて、所得減税などを柱とする大規模な経済対策を閣議決定しました。

以前より注目を集めていた4万円の所得減税や、住民税非課税世帯に対する7万円の給付案が経済対策の目玉として盛り込まれています。

### 所得減税の内容とは？

現在検討されている所得減税政策の詳細は次ページ図のとおりです。

## “減税”いくら？対象は？

減 税	給 付 金
 16万円	 7万円
1人年間4万円 (所得税3万円+住民税1万円)	1世帯 年間7万円
扶養家族も対象	低所得者(住民税非課税世帯)

### ■減税

納税者本人とその扶養家族につき、1人あたり「所得税3万円+住民税1万円」の合計4万円の定額減税を行うという内容です。たとえば世帯主と配偶者、子ども2人の世帯の場合、4万円×4人=16万円の減税となります。この定額減税については、政府は2024年6月頃をめどに実施したいとの考えです。

### ■給付

住民税の非課税世帯に対しては、1世帯あたり7万円の給付を見込んでいます。2023年春の物価高対策として、非課税世帯に対してはすでに3万円の給付が行われているため、合計で10万円の給付となります。この給付案については、補正予算案の成立後、政府は速やかに実施する考えです。

## 政策の効果や公平さには疑問の声も

今回の所得減税や給付案に対しては、否定的な意見も少なくありません。特に減税の恩恵を受けられるのは2024年6月頃であり、長引く物価高に対する支援策としての有効性が疑問視されています。また「税收増加分の還元策」であるにもかかわらず、非課税世帯により手厚い給付が行われることに対する公平性を問う声も数多く寄せられています。

長引く物価高の影響も鑑みて、政府は所得減税などの経済対策を閣議決定しました。

しかし政策としての効果やスピード感、公平性などの課題もまだまだ多いため、今後の進展に注目しましょう。

記事作成:  経営革新等支援機関推進協議会

お問い合わせ

西田了税理士事務所/西村一成税理士事務所

山口県周南市緑町2丁目13番地

MAIL:info@nishi24.jp TEL:0834-31-2807